

表 6-6 採草地・放牧地および更新地の施肥基準。

区 分	施 肥 量 (kg/10 a)							成 分				
	草地化成		複合尿素	尿 素	重過石	熔 燐	タンカル	堆 肥	N	P <sub>2</sub> O <sub>5</sub>	K <sub>2</sub> O	MgO
	212号	211号	磷加安 777号	(46%)	(38%)	(20%)						
早 春	20			2.6					5.2	2.0	4.0	
採 一 番 刈 後	10			4.1					3.9	1.0	2.0	
草 二 番 刈 後	15								3.0	1.5	3.0	
耕地 三 番 刈 後	5						10		1.0	2.5	1.0	
地 合 計	50			6.7			10		13.1	7.0	10.0	
内、放 早 春		20							4.0	2.0	2.0	1.0
牧 追 肥 <sup>2)</sup>		45							9.0	4.5	4.5	2.3
地 合 計		65							13.0	6.5	6.5	3.3
更 新 地			30		30	50	100	2,000	5.1	26.5	5.1	
北山放牧地 (内施肥面積)		40		4.7					10.2	4.0	4.0	2.0

1) 表にあげた施肥基準は生草換算収量3tとし、採草地には表6-7に示す通り、収量が1t増すごとに草地化成212号を25kg増しとする。また、放牧地については加里を窒素の半分とするため、草地化成211号を用いる。

2) 放牧地追肥は年3～5回に分施する。